

★★宇治市役所 建築指導課からのお知らせ★★

用途地域による畜舎（飼養施設）や店舗などの制限にご注意ください!!!



動物取扱業を開設できない



地域があります!!



都市計画法により定められている用途地域のうち、建築基準法に基づき、動物取扱業を営むことができない、または建築物に制限がかかる地域があります。

また、地区計画区域や建築協定が定められている地域では、それぞれの区域ごとに建築物用途の制限があります。

動物取扱業の開設を計画される際には、宇治市役所 建築指導課へご相談ください。



動物取扱業の登録を受けられても

都市計画法や建築基準法違反の場合

建築物等が使えませぬのでご注意ください!

お問い合わせは

建築基準法に関すること：宇治市役所 建築指導課

電話 0774-20-8794

動物愛護法に関すること：京都府山城北保健所衛生課

電話 0774-21-2912

